令和３年度

消費者行政の概要

成田市経済部商工課

目　　次

1. 組織及び事務分掌 …… 1

1) 機構図 …… 1
2) 事務分掌 …… 1

2. 決算 …… 2

3. 消費生活センター …… 3～10

1) 概要 …… 3
2) 消費生活相談事業 …… 3～8
3) 啓発事業 …… 9～10

4. 消費生活モニター …… 11～13

1) モニター制度 …… 11
2) 令和3年度消費生活モニター活動状況 …… 11～12
3) 令和3年度消費生活モニター名簿 …… 13

5. 消費生活啓発事業 …… 14～15

1) 消費生活展 …… 14～15
2) 出前講座 …… 16
3) 親子で学ぶ消費者講座 …… 16
4) 消費者講座(一般向け) …… 16

6. 計量適正化推進事業 …… 17～18

特定計量器定期検査(令和2年度実績) …… 17～18

7. 製品安全4法等による立入検査 …… 19

参考資料

・情報紙「消費生活」№.137～№.140
・広報なりた「消費生活相談Q&A」令和3年4月1日号～令和4年3月1日号
・成田市消費生活モニター設置要綱
・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

1．組織及び事務分掌

１）機構図

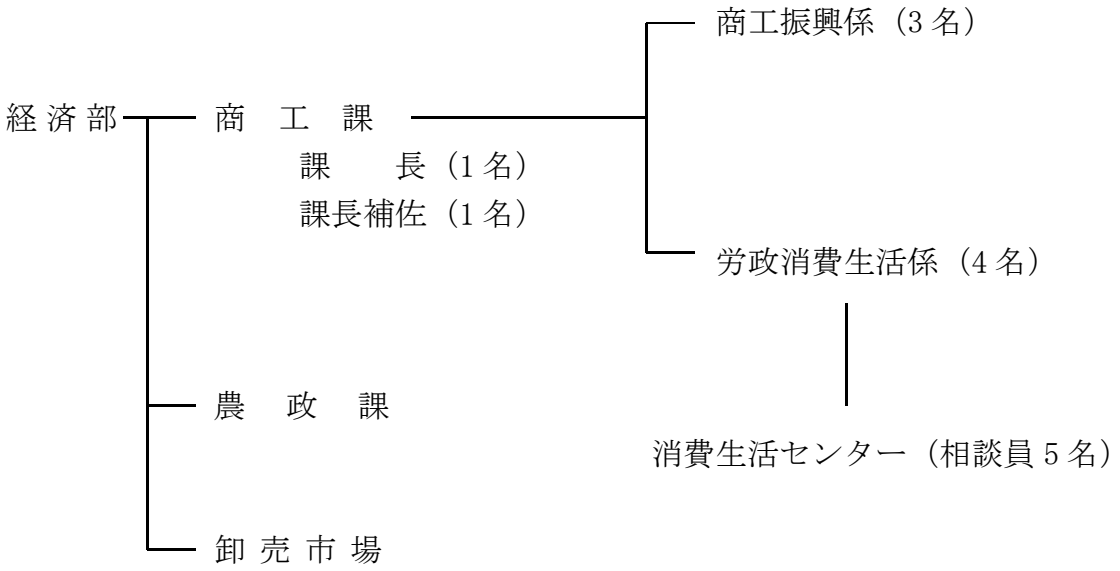

（令和4年3月31日現在）

２）事務分掌（消費生活関係）

- 消費生活センターに関すること
- 消費生活モニターに関すること
- 消費者教育及び啓発に関すること
- 計量器検査に関すること
- 製品安全4法等に基づく立ち入り検査に関すること
- その他消費生活に関すること

2. 決算

消費生活

歳出　　（単位：千円）

節	消費者行政推進費	説　　明
報　　酬	8,052	消費生活相談員
職員手当等	1,698	消費生活相談員
報　償　費	920	講師謝礼 消費生活モニター
旅　　費	888	消費生活相談員 一般旅費，特別旅費
需　用　費	858	消耗品費 印刷製本費
役　務　費	4	手数料，保険料
委　託　料	1,011	バス運行委託料 消費生活展会場設営委託料
使用料及び賃借料	0	有料道路通行料
備品購入費	36	センター用プリンター
負担金補助及び交付金	13	消費生活相談研修負担金 県消費生活センター連絡協議会負担金
計	13,480	

3. 消費生活センター

消費者を取り巻く環境が、社会の国際化、情報化、サービス化、高齢化などの影響を受け、大きく変化するなか、消費者トラブルはますます多様化、複雑化してきています。そこでこのような消費者被害を未然に防止するため、5名の消費生活相談員が情報提供やあっせん等により、消費生活相談の解決を図るとともに、各種啓発事業の推進、情報の提供を行い、市民の消費生活の安定と向上に寄与するものです。

1）概要

ア．名　　称　　成田市消費生活センター
イ．所　　在　　成田市花崎町760番地　成田市役所2階
ウ．設置年月日　　昭和61年7月1日
エ．相談受付時間　　月曜日～金曜日　午前9時30分～午後4時30分
　　（ただし、祝祭日・年末年始を除く）
オ．配置人数　　5名
カ．相談体制　　原則毎日3名体制
キ．相談員の資格　　消費生活相談員
ク．電話番号等　　TEL 0476（23）1161　　FAX 0476（22）4404

2）消費生活相談事業

ア．年度別相談受付件数推移

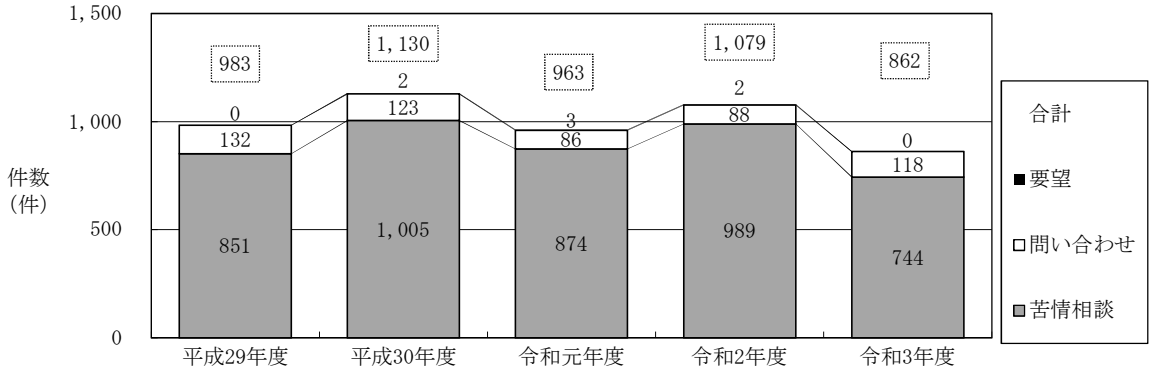

イ．令和3年度月別相談件数

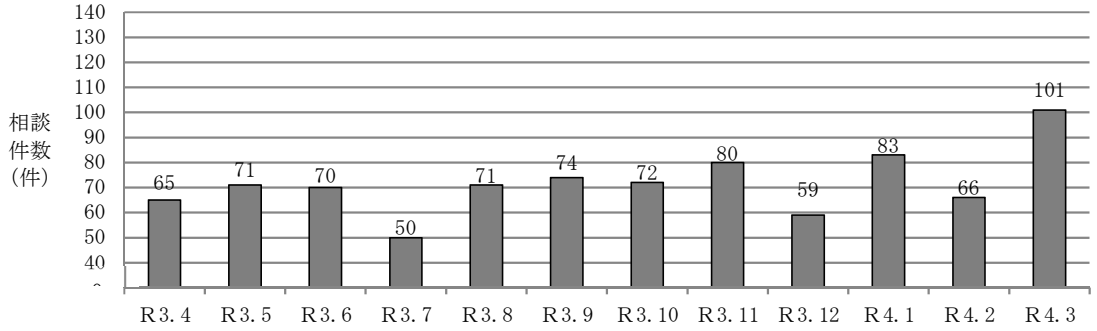

ウ．令和３年度相談者・契約者の属性

【性別割合】

相談者の性別割合

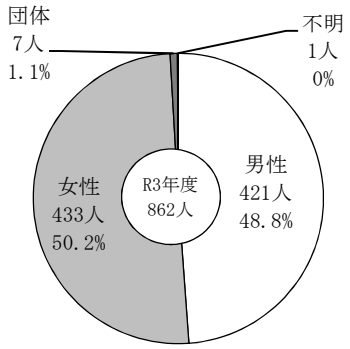

契約当事者の性別割合

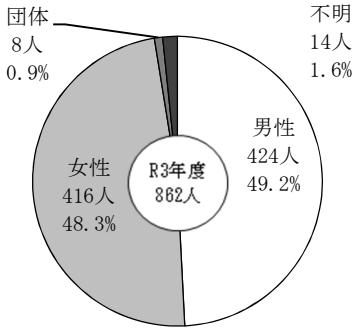

【年代別割合】

相談者の年代別割合

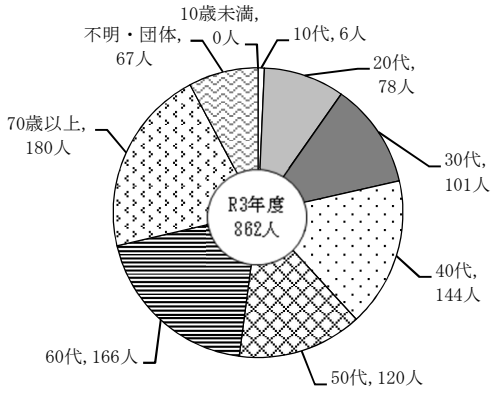

契約当事者の年代別割合

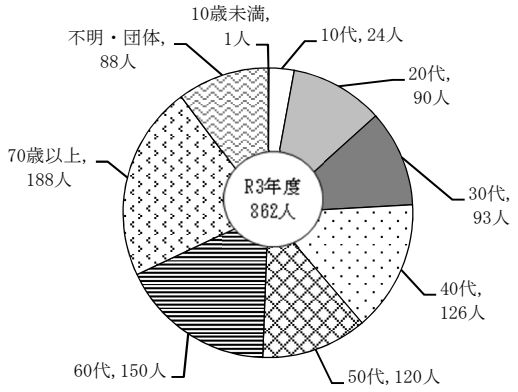

【職業等構成】

相談者の職業等構成

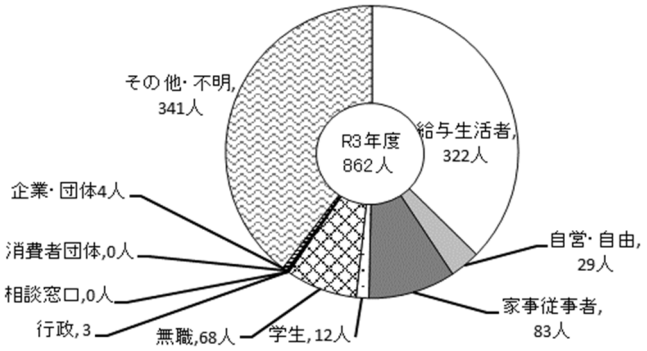

契約者の職業等構成

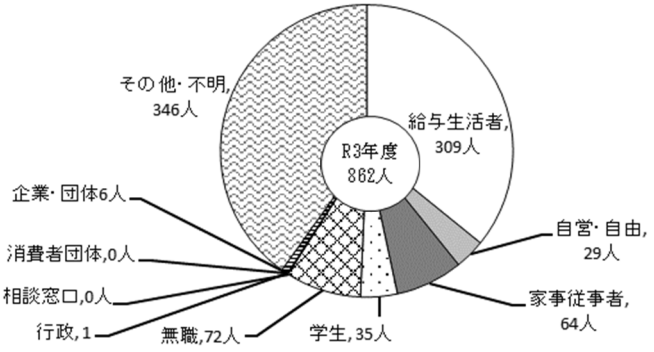

エ．令和３年度年代別・性別・相談区分別相談人数（人）

年代	性別	苦情		問合		要望		計	
		相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者
10歳未満	男	0	1	0	0	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
10代	男	2	12	0	0	0	0	2	12
	女	4	12	0	0	0	0	4	12
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
20代	男	37	35	3	6	0	0	40	41
	女	37	41	1	6	0	0	38	47
	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
30代	男	48	45	5	5	0	0	53	50
	女	44	37	4	4	0	0	48	41
	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
40代	男	53	45	9	10	0	0	62	55
	女	76	67	6	4	0	0	82	71
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
50代	男	35	38	5	4	0	0	40	42
	女	73	55	7	5	0	0	80	60
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
60代	男	80	73	17	15	0	0	97	88
	女	64	57	5	4	0	0	69	61
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
70歳以上	男	82	84	15	16	0	0	97	100
	女	65	74	18	14	0	0	83	88
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	男	18	22	12	13	0	0	30	35
	女	23	31	6	5	0	0	29	36
	不明	1	6	0	3	0	0	1	9
団体		2	4	5	4	0	0	7	8
合計		0	744	0	118	0	0	862	862

オ．処理結果別相談件数

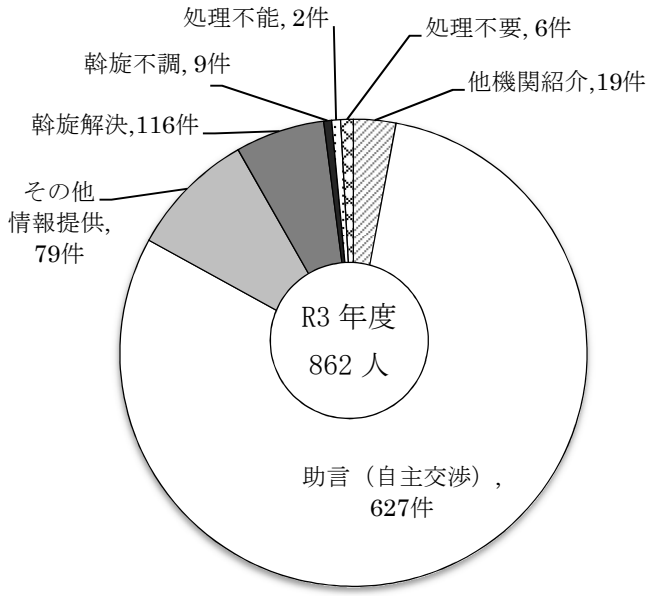

※他機関紹介：消費生活センターでは一切の処理をせず、他機関を紹介したもの。

助言（自主交渉）：自主解決の方法をアドバイスしたもの。

その他情報提供：斡旋以外の処理で、助言に該当しないもの。

斡旋解決：斡旋の結果、解決がみられたもの。

斡旋不調：斡旋の結果、解決がみられなかったもの。

処理不能：物理的理由で処理できなかったもの（例：相談者と連絡が取れなくなった、相手事業者が倒産し連絡が取れなくなった 等）。

処理不要：相談者が消費生活センターに情報を提供しただけの場合や、相談を取り下げた場合など。

カ．相談内容別件数推移

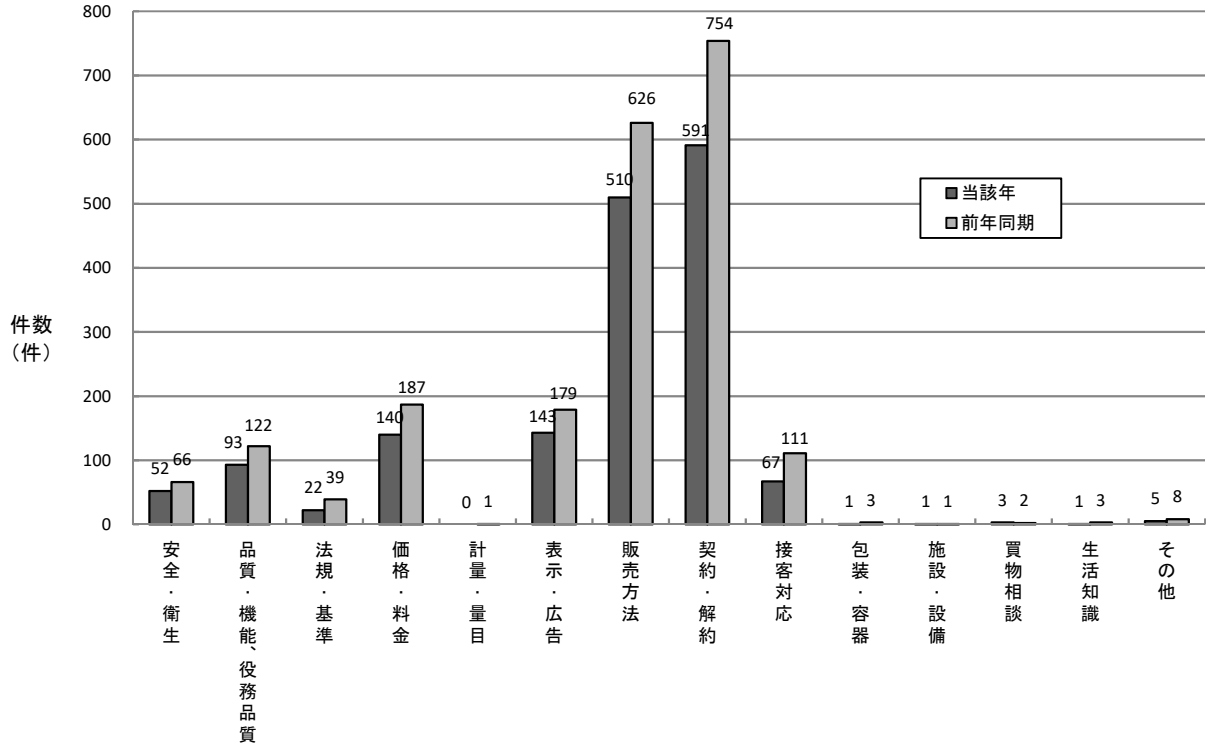

＊　　相談内容別件数は、重複したものすべてを集計したものです。

キ．商品・役務分類別件数推移

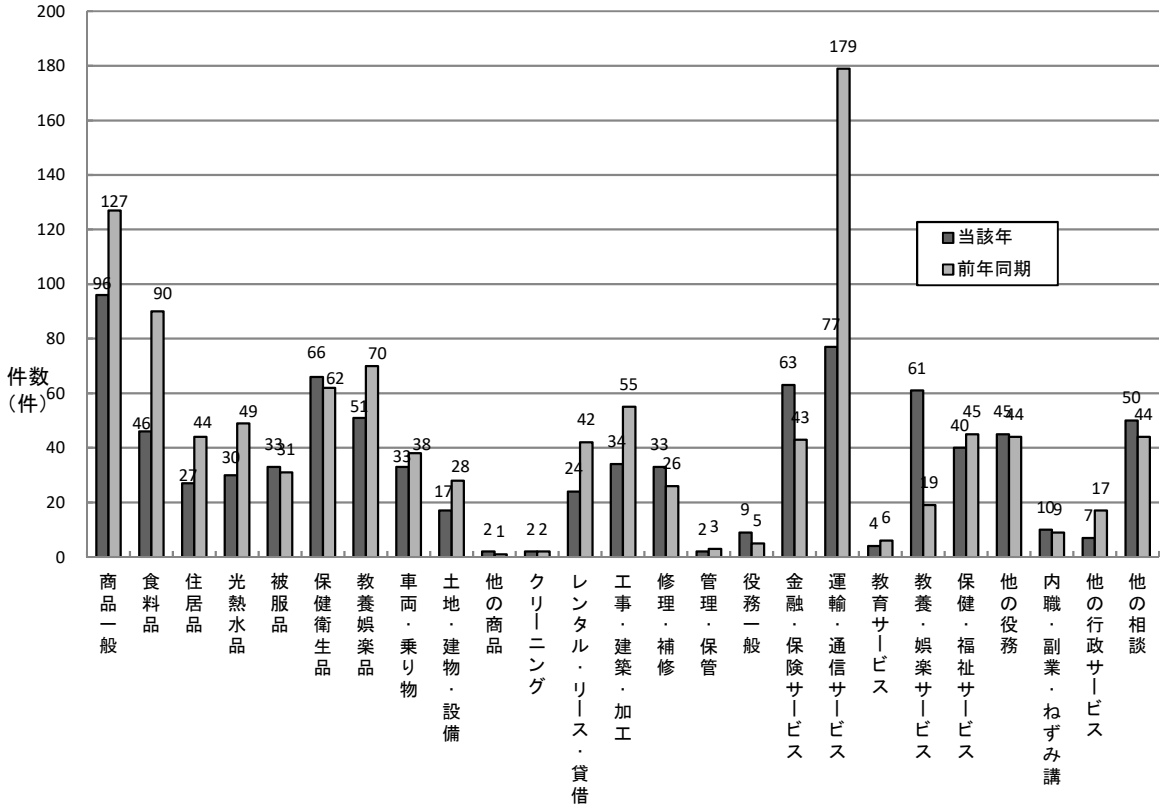

＊　　相談内容別件数は、重複したものすべてを集計したものです。

ク．商品・役務別相談の主な内容キーワード（上位 10 位）

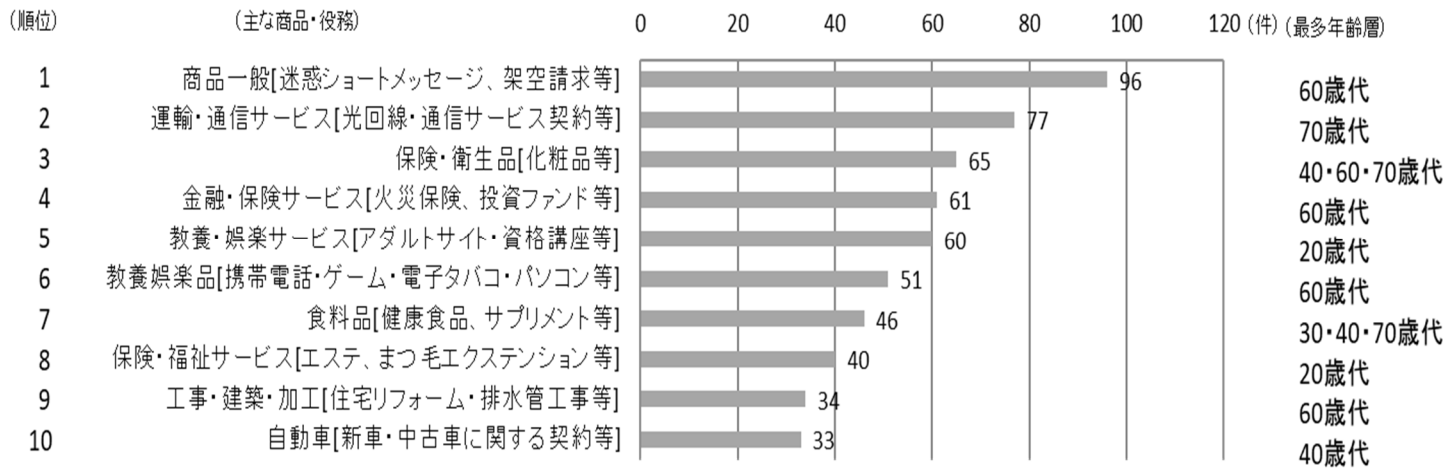

ケ．特殊販売に係る販売購入形態別件数

店舗購入を除く販売購入形態（特殊販売）別の相談件数は 442 件で、全相談件数の 51.28％を占めた。

特殊販売に係る販売購入形態別件数

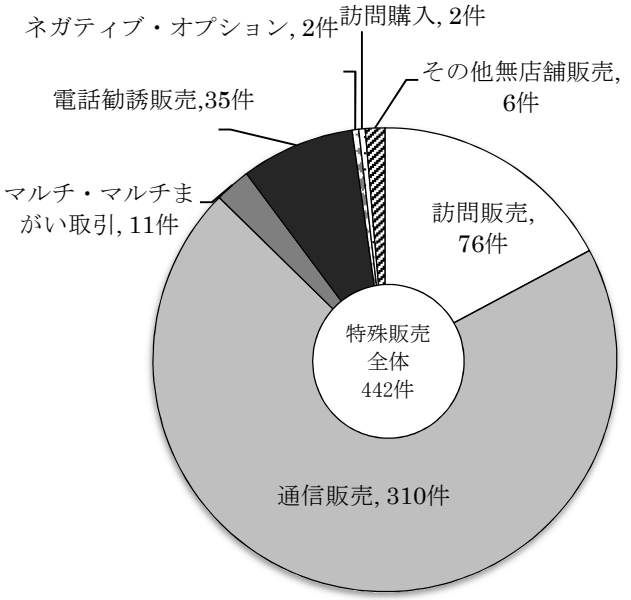

※訪問販売：営業所等以外の場所で申込や契約するもの

通信販売：電話やインターネットなどの通信手段によって契約するもの

マルチ・マルチまがい取引：連鎖販売取引とマルチまがい取引

電話勧誘販売：電話における勧誘により郵便等で契約をするもの

ネガティブ・オプション：申し込んでいない商品を業者が送付するもの

訪問購入：消費者の自宅などで売買契約をし、業者が物品等を購入するもの

その他無店舗販売：露店や屋台など、店舗以外で契約するもの

コ．内容別救済金額推移

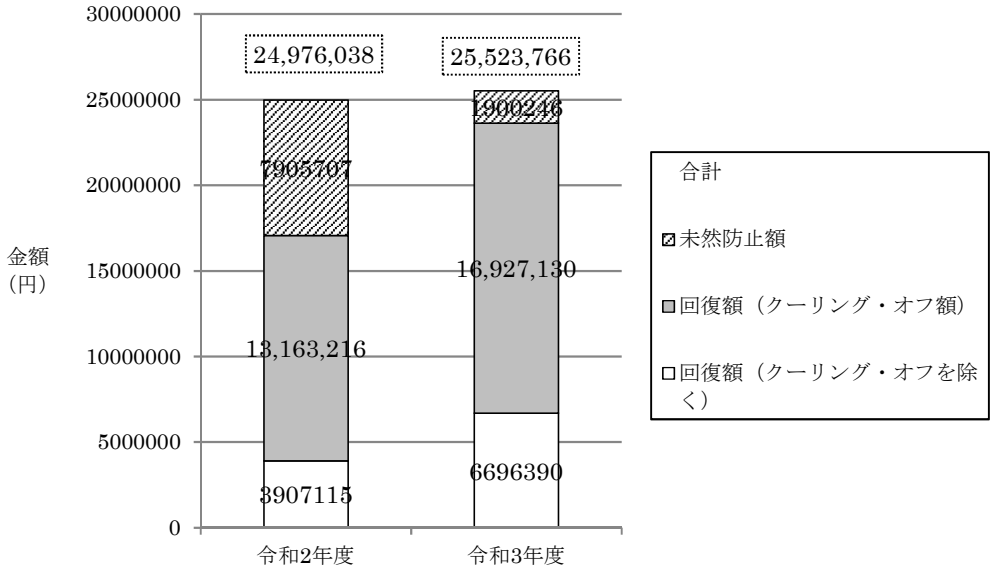

※回復額とは

消費生活センターに相談することで、支払い済みの金額の全部又は一部がクーリング・オフや斡旋交渉によって返金または免除等された金額

※未然防止額とは

契約・申込をする前に消費生活センターに相談することで、支払わずに済んだ金額

3）啓発事業

消費者が自らの意識の向上を図り、健全で安定した豊かな生活を営めるよう、各種啓発事業を行っています。

ア．情報紙の編集・発行　　情報紙「消費生活」年４回　　4,300 部/回

イ．啓発資料の発行・配布

くらしの豆知識	1,000 部
「成年になるみなさんへ」（若者向け啓発用小冊子）	500 部
「マイ SDGｓ　わたしたちができること」（一般向け啓発用小冊子）	200 部
「いざというときは クーリング・オフを活用しましょう！」（一般向け啓発用小冊子）	300 部
その他各種啓発資料	

ウ．図書・DVD の貸出　　暮らしに役立つさまざまな本や DVD の貸出をしています。

エ．パネルの展示　　消費生活センターにおいて、啓発パネル（悪質商法全般等）の展示をしています。

オ．広報紙への掲載　　「広報なりた」各月１日号において『消費生活Ｑ＆Ａ』というコーナーを設け、消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活に関する情報や消費者に必要な知識の提供をしています。

掲載年月日	タイトル（内容）
R3.4.1	お試し購入での契約に注意
5.1	マッチングアプリなどでの投資詐欺に注意
6.1	フリーマーケットアプリでのトラブルに注意
7.1	賃貸住宅物件の申込金は返してもらえるの？
8.1	キャンプ用品を安全に使用するポイントは
9.1	暮らしのレスキューサービス　思いがけない高額請求に注意
10.1	高齢者の住宅売却トラブルに注意
11.1	火災保険の請求代行に注意
12.1	一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に
R4.1.1	コインパーキングの料金トラブルに注意
2.1	百貨店の名称をかたる偽通販サイトに注意
3.1	インターネット回線の切り替えを促す勧誘に注意

4. 消費生活モニター

消費生活モニター制度は、消費生活の実態を調査し、市民の消費生活についての意見、要望等を正しく把握し、それを積極的に行政面に反映させることにより、市の消費者行政の効率的運営と向上を図るために設けています。

1）モニター制度

ア．職　　務　　市などが行うアンケート調査に協力すること。
消費生活に関する意見、要望等を報告すること。
情報を提供すること。
各種研修会等に出席すること。

イ．定　　数　　20名

ウ．委嘱期間　　令和3年4月1日から令和4年3月31日

エ．報　　酬　　一人あたり　月額4,000円

2）令和3年度消費生活モニター活動状況

年 月 日	内　　容	備　　考
R3.4.23(金)	委嘱状交付式 第1回モニター会議 ・消費生活モニター制度の概要説明 ・年間予定等について ・講義:「消費生活センターと消費生活相談の概要」 講師：成田市消費生活センター　大林相談員	中会議室
5.21(金)	第2回モニター会議 ・講義「契約とクーリング・オフについて」 講師：成田市消費生活センター　吉村相談員 ・意見交換「年間活動計画」 「モニターとしての取組みについて」	中会議室
6.17(木)	第3回モニター会議 ・意見交換「雑がみ袋の作り方」 「ごみの分別方法について」 ・講義「ごみの分別方法と処理について」 講師：成田市クリーン推進課	中会議室

7.14(水)	第4回モニター会議 ・講義「悪質商法について」 講師：成田市消費生活センター　髙松相談員 ・消費者講座「SDGｓの実現へ！はじめてみよう エシカル消費生活」 講師：(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会　安部　泉氏	大会議室
8.20(金)	第5回モニター会議 ・講義「交通安全について」 講師：千葉県交通安全協会 ・講義「卸売市場について」 講師：成田市卸売市場 ・意見交換「「卸売市場について」を聴講して 感じたこと」	中会議室
9.24(金)	第6回モニター会議 ・講義「SDGsについて」 講師：(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会　佐藤 孝逸 氏 ・講義「わがやの減災チェック」 講師：ｺｰﾌﾟみらい千葉県本部	中会議室
10.13(水)	消費者フォーラム＆金融経済講演会	千葉市 文化センター
10.22(金)	第7回モニター会議 ・講義「再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰについて」 講師：資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁新ｴﾈﾙｷﾞｰ課　宮崎　高行氏 ・講義「成田市総合計画「NARITAみらいプラン」について～次世代に誇れるまちづくりに向けて～」 講師：成田市企画政策課	中会議室
11.19(金)	第8回モニター会議 ・意見交換「消費生活展について」 ・消費生活展での啓発物の作成について	中会議室
12.20(月)	第9回モニター会議 ・消費生活啓発物作成 ・消費者講座「キャッシュレス決済の基礎知識」 講師：(一社) 消費者力開発協会　金融システムアドバイザー　宮下　直也　氏	中会議室 大会議室

R3.1.17(月)	第10回モニター会議 ・消費生活啓発物作成	中会議室
1.22(土)～23（日）	消費生活展	ユアエルム 成田店
2.7(月)	第11回モニター会議	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
3.22(月)	第12回モニター会議 ・意見交換（1年間を振り返って） 解嘱式	中会議室

3）令和3年度消費生活モニター名簿

地区名	氏名	備考
公津地区	杉本　竹正	座長
	雲雀　義雄	
豊住地区	大野　芳美	
遠山地区	堀池　亨	
ﾆｭｰﾀｳﾝ地区	板倉　美津子	
	栄口　吉次	なりた環境ネットワーク代表
	木部　真由美	
	篠田　敏道	
	鈴木　健	
	瀬戸　静枝	
	玉井　止水子	放置自動車廃物判定委員会委員
	濵﨑　厚子	
	藤野　眞里子	副座長・公設地方卸売市場運営審議会委員
	布施　宏治	商工業振興計画策定会議委員
	布施　正美	商工業振興計画策定会議委員
	渕田　和子	書記・公設地方卸売市場運営審議会委員
	松尾　町子	
	吉川　光子	

5. 消費生活啓発事業

消費者に必要な情報提供等を行い、消費者が自ら考え自主的に行動していく契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的として消費生活展や「なりた知っ得出前講座」などの啓発事業を開催しています。

1 ）消費生活展

第 48 回成田市消費生活展

・テーマ　「築こう！新しい日常　考えよう！より良い消費行動」
・日　時　令和 4 年 1 月 22 日（土）～1 月 23 日（日）
　午前 10 時～午後 4 時
・会　場　ユアエルム成田店　1 階センタープラザ
・主　催　成田市
・協　賛　(株)ユアエルム京成 / (一社)千葉県ＬＰガス協会 印旛支部成田地区会 / 生活協同組合コープみらい 成田地域センター / (一財) 関東電気保安協会 千葉事業本部 / NPO せっけんの街 / (一社)成田市観光協会 / なりた環境ネットワーク / エコ・成田 / 成田市資源回収協同組合 / (公社)千葉県建築士事務所協会成田支部 / 成田市リサイクルプラザ運営委員会

・参加団体　成田市消費生活センター / 成田市消費生活モニター / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 /生活協同組合コープみらい / (一社)千葉県ＬＰガス協会 / (一社)千葉県計量協会・千葉県計量検定所 /エコ・成田 / NPO せっけんの街 / 成田市資源回収協同組合/ (公社) 千葉県建築士事務所協会成田支部 / (独) 製品評価技術基盤機構 /(一社)成田市観光協会/ 成田市消防本部予防課 / なりた環境ネットワーク・成田市環境部環境計画課 /成田市環境部クリーン推進課 / 成田市都市部公園緑地課

・来場者数　900 人

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、入場制限を行い、感染対策を講じたうえで開催した。

・過去の開催状況

回	年度	テーマ	期　　間	会　　場
43	27	主役はあなた！～目指せ、暮らしのリーダー～	H28.2.20～21	ユアエルム 成田店
44	28	みんなの強みを活かして暮らそう！ 安全・安心な社会	H29.1.21～22	ユアエルム 成田店
45	29	できることからはじめよう！ 私たちの未来のために	H30.1.20～21	ユアエルム 成田店
46	30	みんなで考えよう！豊かなくらしの築き方	H31.1.19～20	ユアエルム 成田店
47	1	みんなで築こう！～豊かな消費社会を目指して～	R1.8.24～25	ユアエルム 成田店

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、消費生活パネル展を開催。

期間:R3.2.2～2.4　　会場:赤坂ふれあいセンター　中央ホール

期間:R3.2.8～2.12(11日(祝)を除く)　　会場:成田市役所1階市民ロビー

第48回 成田市消費生活展

築こう！新しい日常

考えよう！より良い消費行動

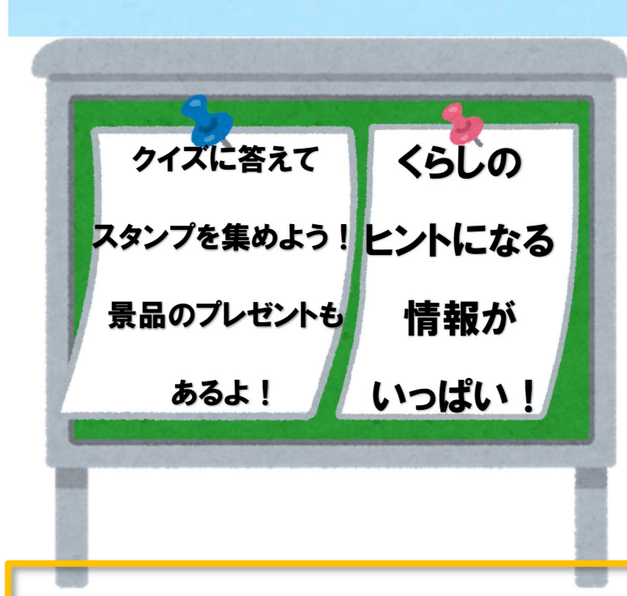

令和4年 1月22日（土）

23日（日）

10：00～16：00

会場：ユアエルム成田店 1階センタープラザ

※マスクの着用・手指の消毒等感染症対策にご協力ください。

※会場へは、なるべく公共交通機関にてお越しください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、内容の変更や急遽中止の判断をさせていただく可能性がありますのであらかじめご了承ください。

主催：成田市経済部商工課（☎0476（20）1622）

消費生活展って…？

くらしのヒントになる情報がいっぱい！

ガス、環境、省エネ、消費者トラブル、など
さまざまな出展団体が集まり、パネル展示や
パンフレット・啓発物資の配布をするよ！
各団体の出展内容は中面をチェックしてね。

スタンプラリー（15：30受付終了）

各出展団体ブースでクイズに答えてスタンプをもらおう！
もらったスタンプの数に応じて素敵な景品をプレゼントします。

スタンプ４～５個→花苗１つ

スタンプ６～９個→花苗２つ

スタンプ１０個以上→花苗２つと景品１つ

＜景品例＞
ハンディシーラー、レジ袋ストッカー、救急バッグ５点セット、たためるポケット付きバッグ、うなりくんおみくじストラップ、うなりくんミニ3P メモ帳、うなりくん定規、　うなりくん消しゴムセット　等

※注意１ スタンプラリー入場人数制限について

感染症感染対策により、スタンプラリー参加者の人数を制限する場合があります。

※注意２ 花苗の受け取り時間指定について

花苗については、スタンプラリーの用紙を受け取った時間によって
受け取り時間が指定されています。
引き換え券に指定された時間をご確認の上、受け取り忘れのございませんようご注意ください。

※　花苗及び各種景品は、無くなり次第、終了になります

※ 内容は変更になる場合があります

― 出展紹介 ―

会場図	団体名およびテーマ	内　容
①	(一社)千葉県 LP ガス協会 印旛支部成田地区会 〈災害に強い味方 LP ガス〉	・ポスターの掲示 ・パンフレット等の配布
②	(一財)関東電気保安協会 〈電気の安全と省エネルギー〉	・漏電模擬盤・短絡(ショート)実験盤の展示 ・電気安全動画の放映
③	成田市消費生活センター ＜暮らしの身近な窓口＞	・消費生活センターのＰＲ ・消費生活啓発用小冊子・センターＰＲ用マグネットの配布
④	成田市資源回収協同組合 〈みんなで広げよう　リサイクルの輪〉	・再生紙で作ったトイレットペーパーの配布 ・リサイクルに関するパンフレットの配布
⑤/⑥	（一社）千葉県計量協会/ 千葉県計量検定所 〈環境と暮らしを守る-正しい計量-〉	・計量に関するパネルの展示及びパンフレットの配布 ・クイズ参加者へのプレゼント
⑦	エコ・成田 〈地球温暖化防止，省エネ，CO_2 削減，リサイクルなど〉	・啓発用タペストリーの展示 ・体験用機材(手回し式発電所・窓の断熱体験装置)の紹介
⑧	NPO せっけんの街 〈誰もが安心して暮らせる街づくりをめざして〉	・リサイクルせっけんの無料配布 ・NPO せっけんの街の活動パネル展示 ・せっけんの使い方のチラシ配布 ・雨水タンクのパネル展示とチラシ配布
⑨/⑩	成田市環境部環境計画課/ なりた環境ネットワーク 〈身近なエコを実践しよう〉	・環境啓発に関する呼びかけ ・環境啓発物資の配布 ・募金の実施
⑪	成田市環境部クリーン推進課 〈ごみ減量とリサイクル〉	・成田のごみの状況 ・リサイクル・ごみの減量の方法などを PR ・雑がみ保管袋の配布
⑫	成田市リサイクルプラザ運営委員会 〈SDGｓを考えましょう〉	・リサイクルプラザでのリサイクル教室やフリーマーケットのパネル展示 ・壊れた雨傘の布を再利用して作ったエコバッグの配布
⑬	(公社)千葉県建築士事務所協会 成田支部 〈建築士は建築主の良きパートナーとしてアドバイスやトラブル解決に当ります〉	・建築士事務所の役割 ・耐震構造 ・ハザードマップ
⑭	成田市消費生活モニター 〈エシカル消費など身近な食にまつわる消費活動について〉	・食品（ロス）について展示 ・食から考えよう！地球温暖化
⑮	**【土曜日のみ】** 生活協同組合コープみらい 〈コープみらいのサスティナビリティ〉	・コープみらいのサスティナビリティな取り組みのパネル展示 ・コープみらいサスティナビリティ資料
⑯	(一社)成田市観光協会 〈成田の観光イベントの PR〉	・観光ポスターの掲示 ・観光パンフレットの配布
⑰	成田市都市部公園緑地課 〈緑化推進〉	・花苗(パンジー)の配布

会場案内図

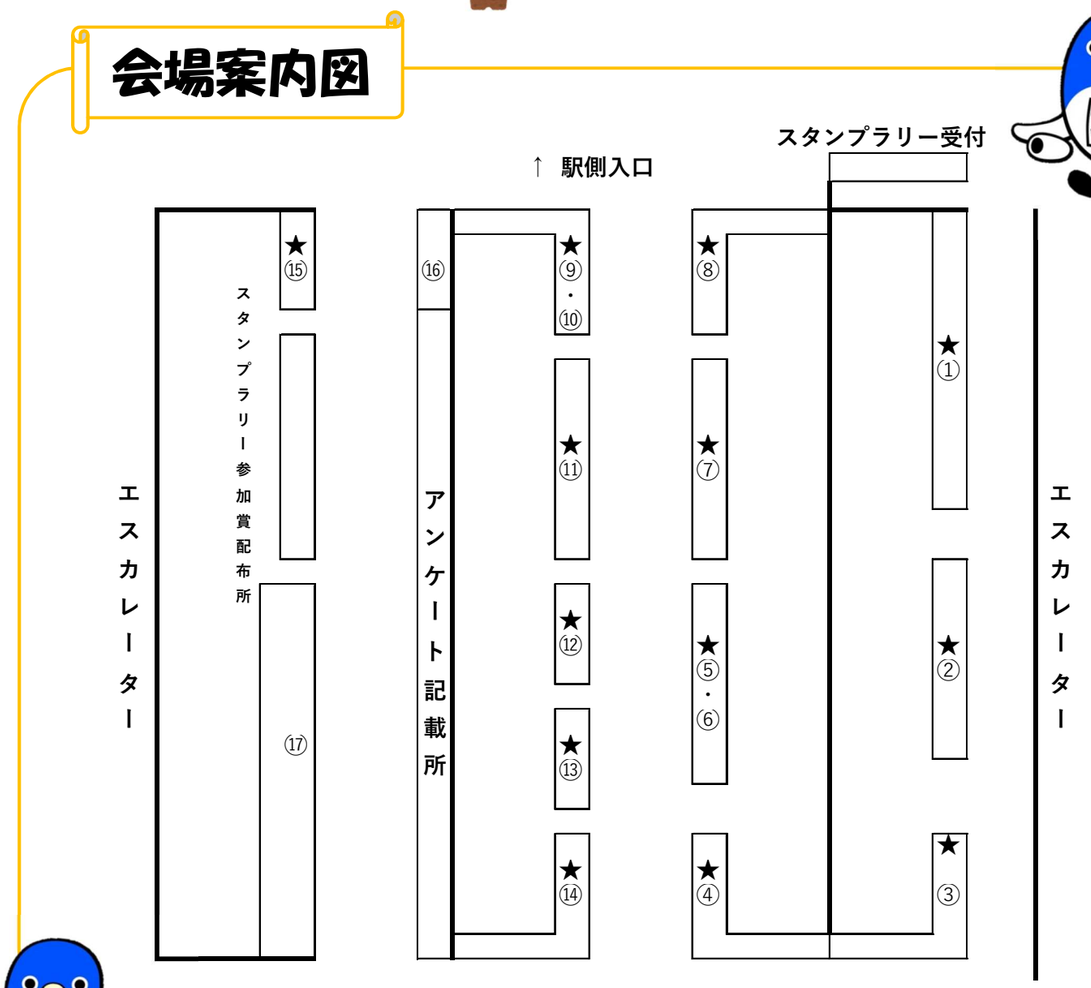

※「★」が付いている団体（①～⑮）は、スタンプラリー実施団体です
※出展団体及び内容は、変更になる場合があります

２）出前講座

日　　時	場　　所	受 講 団 体	講　　師	参加人数
R3.9.15（水） 14：10～14：40	三里塚コミュニティセンター 多目的ホール	南部地域包括支援センター	成田市消費生活センター 消費生活相談員	29
R3.11.4（木） 13：30～14：40	成田市役所 第二応接室	介護者教室	成田市消費生活センター 消費生活相談員	6

３）親子で学ぶ消費者講座

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

４）消費者講座（一般向け）

日　　時	場　　所	テーマ	講　　師	参加人数
R3.7.14（水） 13：30～15：30	市役所６階 大会議室	ＳＤＧｓの実現へ！はじめてみようエシカル消費生活	（公社）日本消費生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ・ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ・相談員協会 安部　泉　氏	26
R3.12.20（月） 13：30～15：30	市役所６階 大会議室	キャッシュレス決済の基礎知識	（一社）消費者力開発協会 宮下　直也　氏	46

令和３度第１回消費者講座

SDGs の実現へ！

はじめてみよう エシカル消費生活

国際目標である SDGs の実現に向けて
エシカル消費の基本的な考え方や
すぐに実践できることなどについて
一緒に学びませんか？

日　時：令和３年**７月 14 日**（水）　13：30～15：30

場　所：成田市役所　６階　大会議室

講　師：（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
　　安部　泉　氏

定　員：50 名（先着順）

申　込：成田市役所商工課へ
　　（氏名・電話番号・お住いの地域をお伝えください。）
　　電　話：0476-20-1622
　　E-mail：shoko@city.narita.chiba.jp

参加料 無料

※今後新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、急遽中止の判断をさせていただく可能性がありますのであらかじめご了承ください。
※手指消毒・マスクの着用にご協力ください。
※ご自身や同居しているご家族の中で発熱や咳、倦怠感などの症状がある場合や濃厚接触者と認定された場合については参加をお控えください。

令和３年度　第２回消費者講座

キャッシュレス決済の基礎知識

小銭不要でスピーディーに非接触で支払いができるキャッシュレス決済。

ますます身近になりましたが、クレジットカード決済やQR決済など、

よく聞くけれど不安もありませんか？利用方法や利用シーン、

そのメリットなどを改めて学んでみませんか？

参加料　無料

日　時：令和３年12月20日（月）　13：30～15：30

場　所：成田市役所　６階　大会議室

講　師：（一社）消費者力開発協会　金融システムアドバイザー

　　宮下　直也　氏

定　員：50名（先着順）

申　込：成田市役所商工課へ

（氏名・電話番号・お住いの地域をお伝えください。）

電　話：0476-20-1622

E-mail：shoko@city.narita.chiba.jp

※今後新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、急遽中止の判断をさせていただく可能性がありますのであらかじめご了承ください。
※手指消毒・マスクの着用にご協力ください。
※ご自身や同居しているご家族の中で発熱や咳、倦怠感などの症状がある場合や濃厚接触者と認定された場合については参加をお控えください。

6. 計量器適正化推進事業

消費者保護の立場から、計量法に基づき取引・証明に使用されている計量器（はかり）を対象に適正計量器を確保し、取引証明上の計量の安全を図り、計量の面から住民の福祉に貢献することを目的として、千葉県計量検定所に市が協力し、2年に1回計量器定期検査（当市は偶数年度）を実施しています。

特定計量器定期検査（令和2年度実績）

ア．集合場所検査

（受検者が計量器を検査会場に持参して行う検査）

検査日程	検査場所	検査戸数	検査個数		不合格数		免除個数
			はかり	分銅･おもり	はかり	分銅･おもり	はかり
7/13	成田市農業協同組合経済センター	17	49	44	2	0	1
7/14	大栄公民館	19	38	0	1	0	0
7/15	下総支所	14	28	9	0	0	3
7/16	三里塚コミュニティセンター	24	62	53	2	0	10
7/17	公設卸売市場	49	90	31	1	0	6
7/20	保健福祉館	36	80	17	3	0	13
7/21	成田市役所	34	77	16	1	0	3
7/22	成田市役所	21	31	25	0	0	1
小計		214	455	195	10	0	37
合計		214	650		10		37

イ．所在場所検査

（計量器の数が多い場合、あるいは土地建物に取り付けられ運搬が困難な場合に設置場所で行う検査）

検査日程	検査戸数	検査個数		不合格数	
		はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり
8月14日	1	1	0	0	0
8月20日	3	17	0	2	0
8月24日	3	60	0	3	0
8月26日	3	73	0	1	0
8月27日	2	104	14	3	0
8月31日	5	8	17	0	0
9月28日	1	11	0	1	0
9月29日	1	1	0	0	0
9月30日	4	22	10	0	0
10月 2日	1	2	0	0	0
11月12日	1	1	0	0	0
2月19日	1	3	0	0	0
小　計	26	303	41	10	0
合　計	26		344		10

ウ．計量士巡回検査

（計量器定期検査に代わり、計量士が巡回して行う検査）

	検査戸数	検査台数
代検査該当分 （大型はかり・大型店を除く）	35	97
うち新規申込分	0	0

7. 製品安全4法等による立入検査

消費者行政に関する消費生活用製品安全法(特定製品に対するPSCマーク等の有無と表示状況)、家庭用品品質表示法（品質に関する表示の有無と表示状況)、電気用品安全法（電気用品販売店における認定品以外の電気用品販売の有無)、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（ガス用品のPSTGマーク・液化石油ガス用品のPSLPGマークの有無と表示状況）に基づく一般小売業者の立入検査を実施しました。

法　律	調　　査　　品　　目	調査店舗数	違反件数
消費生活用製品安全法	乳幼児用ベッド、家庭用圧力なべ及び圧力がま、石油ストーブ、ライター	2	0
家庭用品品質表示法	繊維製品(25品目)、合成樹脂加工品(8品目)、電気機械器具(17品目)、雑貨工業品(27品目)	3	0
電気用品安全法	直流電源装置、電灯付家具、コンセント付家具、電動リクライニングソファー、電動工具類、投光器、電撃殺虫器、延長コードセット、シェーバー、ネイル硬化器、脱毛器、アロマディフューザー、卓上スピーカー	3	0
ガス事業法	ガス瞬間湯沸器、ガスコンロ	1	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	カートリッジ式ガスコンロ	1	0

参　考　資　料

消費生活

No.137
令和3年6月30日

編集発行　成田市消費生活センター　☎0476-23-1161　成田市花崎町760 市役所2階

特集

◆増加しています!通信販売トラブル
◆成田市消費生活センターにおける令和2年度の相談概要

4月23日(金)に令和3年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。消費者と行政のパイプ役として、また地域のかしこい消費者のリーダーとして、市民の皆さんの消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

モニター委嘱者(50音順・敬称略)

板倉美津子(玉造)	篠田　敏道(中台)	玉井止水子(玉造)	布施　宏治(玉造)	松尾　町子(橋賀台)
栄口　吉次(中台)	杉本　竹正(飯田町)	浜崎　厚子(玉造)	布施　正美(玉造)	吉川　光子(中台)
大野　芳美(安西)	鈴木　健　(吾妻)	雲雀　義雄(公津の杜)	渕田　和子(玉造)	
木部真由美(玉造)	瀬戸　静枝(加良部)	藤野眞里子(中台)	堀池　亨(三里塚御料)	以上18名

増加しています！

通信販売トラブル

新型コロナウイルス感染拡大に伴い自宅で過ごす時間が増えたことから、スマートフォンやタブレットを使って気軽に取引ができる通信販売のトラブルが増加しています。

Q インターネット通販で前払いした商品が届かない

インターネットで以前から探していたスポーツウェアを見つけ、格安だったので注文した。注文確認メールが届き、指定口座に代金を振り込んだ。しばらくしても商品が届かないため、事業者に何度かメールしたが返事がなく、電話をかけたら「現在使われていません」というメッセージが流れた。事業者のホームページには住所の記載がなかった。商品を受け取りたいがどうしたらよいか。

A

前払いしたが商品が届かない、事業者と連絡が取れないという相談が多く寄せられています。事業者と連絡がとれない場合、被害回復が難しいこともあるため、すぐに消費生活センターに相談しましょう。併せて振り込みをした金融機関に相談し、詐欺の可能性がある場合には、警察にも届け出をしましょう。

ひとことアドバイス

①信用できる事業者か確認しましょう。

通信販売は、事業者の名称や住所・電話番号の表示が義務付けられています。特に初めて利用する事業者の場合は会社概要などをよく確認しましょう。

②前払いは要注意。支払いは慎重に行いましょう。

前払いや振込先の口座名義が事業者名ではなく、個人名義の時は注意しましょう。また、クレジットカード番号などの入力も慎重に行いましょう。

Q 「お試し」のつもりが定期購入だった

スマートフォンで「初回500円」という広告を見て化粧水を注文した。1回だけ頼んだつもりが、2回目も届いたので事業者に問い合わせたところ、「この契約は定期購入で、最低5回は購入することになっている」と言われた。しかも2回目以降の料金は各7,800円になるという。ホームページを確認したら、目立たないところに書いてあった。納得できない。

A

通信販売の解約や返品は事業者が表示している特約に従うことになります。また、大事なことが表示されていても文字が小さく認識しにくい場合が多くあります。

商品を注文する際は、定期購入が条件となっていないか、支払う総額がいくらかはもちろんのこと、解約・返品ができるか、できる場合は条件などもしっかり確認しましょう。

Q フリマアプリで購入した商品が壊れていた

フリマアプリで時計を購入し、コンビニで代金を支払った。後日、時計が届いたが壊れていたため、返金してほしい。

A

フリマアプリは個人間取引になるため、トラブルが発生した場合は、基本的に当事者間で解決することが求められます。まずは出品者に連絡し、故障していたことを伝えキャンセルを申し出ましょう。出品者と連絡が取れなかったり、話し合いが進まないようであれば、運営会社に相談してみましょう。利用する際は、必ず規約を読み購入前には品物の状態や送料などについて確認しましょう。

通信販売の注意点

❶クーリング・オフはできません。

通信販売は特定商取引法上のクーリング・オフ規定がないためクーリング・オフはできません。

❷返品は事業者が表示しているルールに従います。

返品の可否や条件についての特約があれば特約に従います。特約がない場合には商品を受け取った日から8日以内であれば返品できますが、返品費用は消費者負担です。

❸信頼できる事業者を利用しましょう。

成田市消費生活センターにおける令和2年度の相談概要

令和2年度に成田市消費生活センターに寄せられた相談件数は1,079件で、昨年度(963件)より116件増加しました。相談内容の1位は「商品一般」に関する相談が127件で、昨年度(191件)より64件減少しました。架空の請求をハガキやメールで送ってくるなどの相談が該当します。2位は「放送・コンテンツ等」に関する相談が106件で、昨年度(94件)より12件増加しました。アダルトサイトのワンクリック請求などの相談が該当します。3位は「健康食品」に関する相談が63件で、昨年度(41件)より22件増加しました。ダイエット食品などの解約・返金に関する相談が該当します。新型コロナウイルスの感染拡大により不要不急の外出を控え、自宅で過ごす時間が長くなりスマートフォンなどで通信販売を利用する機会が増えたことから増加傾向にあります。

平成27年度から財産分野の被害の実態と、被害回復状況を把握するために、PIO-NET※1への救済金額の入力が始まり、1年間の救済金額がわかるようになりました。令和2年度の救済金額の合計は約2,498万円(未然防止32%、回復68%※2)で、昨年度より398万円増加しました。

契約するにあたり本当に必要な商品・サービスなのかよく考えましょう。また、契約する前やお金を支払う前に家族や消費生活センターに相談しましょう。

※1　「全国消費生活情報ネットワークシステム」の略称
※2　相談することで、請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだがクーリング・オフや斡旋交渉によって返金されたものを回復としています。

◆商品・役務別相談上位10位◆

順位	おもな商品・役務	件数	最多年齢層
1	迷惑メール・架空請求など(商品一般)	127件	70歳代
2	アダルトサイト・出会い系サイトなど(放送・コンテンツ等)	106件	20・60歳代
3	健康食品・ダイエットサプリなど(健康食品)	63件	50歳代
4	住宅リフォーム・排水管工事など(工事・建築・加工)	55件	70歳代
5	賃貸アパートの原状回復など(レンタル・リース・賃借)	42件	20歳代
6	光回線・通信サービス契約など(インターネット通信サービス)	38件	60歳代
7	新車・中古車に関する契約など(自動車)	35件	50・70歳代
8	電気の契約や解約・電気料金など(電気)	34件	70歳代
9	多重債務などの相談(役務その他)	30件	70歳代
9	個人間トラブルなどの相談(相談その他)	30件	40歳代

令和3年4月末時点

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。
相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分
● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎0476-23-1161●

PRINTED WITH SOY INK 環境に優しい大豆インクを使用しています。
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
グリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

消費生活

No.138
令和3年9月30日

編集発行　成田市消費生活センター　☎0476-23-1161　成田市花崎町760 市役所2階

特集

◆ちょっと待った!
保険金が使えるという
住宅修理サービストラブルにご注意を
◆消費生活モニターが活躍しています!

第1回消費者講座を開催しました

7月14日(水)、成田市役所6階大会議室において(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の安部(あべ) 泉(いずみ) 氏を講師に招き、「SDGsの実現へ!はじめてみようエシカル消費生活」をテーマに講座を開催しました。SDGsやエシカル消費の基本的な考え方、生活の中ですぐに実践できることなどについて楽しく学べる講座となりました。

ちょっと待った! 保険金が使えるとい

秋は長雨や台風のシーズンです。このような自然災害の後には、被害に便乗したトラブルが多く発生しています。トラブルに遭わない為に消費生活センターに寄せられた事例と解決方法やアドバイスを紹介します。

事例1

台風の後、自宅を訪問してきた事業者から「外壁の修理をしないか。火災保険が使用できるので代金は実質無料。保険会社への申請も当社が代行する。」と勧誘された。事業者が作成した見積書は約300万円だったが、後日保険会社から支払われた保険金は90万円だった為、契約を断ったところ、見積もり調査費として受け取った保険金の40%を支払うように言われた。支払わなければならないか。

解決方法

保険金の代行請求と住宅修理サービスを一体として行う「申請代行業者」との契約です。訪問販売にあたるので、クーリング・オフができる可能性があります。また、約款の内容や金額によっては、契約が無効になる可能性があります。すぐに消費生活センターに相談しましょう。

事例2

業者から電話があり「台風で壊れたところを修理しませんか。保険金で修理できます。」と言われた。台風の後、雨漏りしていたので契約することにした。業者から委託されたと言う審査員が屋根の写真を撮り、後日見積書が送られてきたので、保険会社に申請をした。業者から、保険金が支払われたら、工事の前に代金を全額支払うように言われ口座に振り込んだ。代金を受領したので工事に入ると連絡がきたが、いつまで経っても工事が始まらず、業者とも連絡が取れなくなってしまった。支払ったお金を返してほしい。

解決方法

業者と連絡が取れなくなってしまうと被害回復が難しい場合があります。すぐに消費生活センターや法律の専門家に相談してください。

う住宅修理サービスにご注意を

事例3

雪で屋根が壊れた。火災保険金で住宅の修理ができるというチラシを配っている業者が自宅に来て、「この屋根は保険金で修理できる。見積もり費用や申請代行費用もかからない。ついでに外壁が古くなり傷んでいるようなので一緒に修理しましょう。」と言われ契約することにした。後で考えたら外壁は雪のせいではなく、経年劣化で古くなっているだけなので不安になり、業者も信用できなくなったので契約をやめたいと連絡したところ「クーリング・オフはできない。キャンセル料を請求する。」と言われた。支払わなければならないか。

解決方法

火災保険や損害保険は、火災や自然災害などは補償対象ですが、経年劣化は補償対象ではありません。この場合、訪問販売なので、正式な書面を受理してから8日間であればクーリング・オフができる可能性があります。また、正式な書面を受け取っていない場合は、期間を過ぎてもクーリング・オフすることができます。

ひとことアドバイス

- 勧誘業者が来てもその場で契約せず、数社から見積もりをとり比較・検討して慎重に契約をしましょう。
- 保険のことは、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。また、(一社)日本損害保険協会(0570-022-808)でも相談することができます。
- 工事の着工前に代金を全額前払いすることはやめましょう。また、全額前払いを請求する業者との契約は注意しましょう。
- 虚偽の申請は、保険金詐欺に該当する場合があります。業者が代理で行っても契約者自身が責任を問われる可能性があるため、絶対にやめましょう。
- 見積もりで心配や疑問があれば、国の指定を受けた相談機関である(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいるダイヤル)(0570-016-100)などに相談しましょう。

悪質業者は、自然災害に便乗して消費者の困っている気持ちに付け込み「無料」などを強調して勧誘してきます。必要のない契約はきっぱりと断りましょう。トラブルに遭ってしまった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

消費生活モニターが活躍しています!

令和3年4月に委嘱された消費生活モニターの活動の一環として、新聞紙で「雑がみ回収袋」を作成しました。

また、毎月の会議では、消費生活相談員や専門家による消費生活に関する学習会を行い、私たちの暮らしにかかわる様々なことを学んでいます。そして、そこで得た知識を地域における活動などを通じて、市民の皆さんに啓発しています。

新聞紙を使用した
雑がみ回収袋を作成しました

学習会の様子①

学習会の様子②

雑がみを資源に変えよう!

この中で雑がみとして回収できるのはどれでしょう?

①防水加工されたもの　②包装紙・封筒　③写真用インクジェット紙
④においのついた空き箱　⑤はがき　⑥トイレットペーパーの芯
⑦シュレッター古紙　⑧圧着はがき　⑨コーティングされたもの
⑩ビニールをはがしたティッシュ箱

答え:②⑤⑥⑦⑩

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。
相談日時:月～金曜日(祝日、年末年始を除く)　午前9時30分～午後4時30分
● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎23-1161●

PRINTED WITH SOY INK 環境に優しい大豆インクを使用しています。
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
グリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

消費生活

No.139
令和4年1月31日

編集発行　成田市消費生活センター　☎0476-23-1161　成田市花崎町760 市役所2階

特集

◆令和4年4月から 成年年齢が18歳に引下げられます!
◆「成田市消費生活モニター」を募集します

第2回消費者講座を開催しました

12月20日(月)に(一社)消費者力開発協会　金融システムアドバイザーの宮下 直也氏を講師に招き、「キャッシュレス決済の基礎知識」をテーマに講座を開催しました。キャッシュレス決済の基本的な知識から暗号資産に至るまで、幅広く学べる講座となりました。

令和4年4月から 成年年齢が18歳に引下げられます!

令和4年4月1日から、民法の成年年齢関係の改正が施行されます!

成年年齢とは 大人になる年齢、親権者などの保護者の同意を得ずに一人で有効な契約ができる年齢

背景

①近年、憲法改正国民投票の投票権年齢(平成19年5月)、公職選挙法の選挙権年齢(平成27年6月)などが18歳と定められる
②国政の重要な事項の判断について、18歳、19歳を大人として扱う政策が進められる
③市民生活に関する基本法(民法)においても、18歳以上の人を大人として取扱うのが適当ではないか
④世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流であり、18歳、19歳の若者に自己決定権を与え尊重し、積極的な社会参加を促すことになる

民法の改正

民法第4条「成年年齢の引下げ」には、以下の意味があります。
①一人で有効な契約をすることができる年齢が18歳からとなる
②親権に服することがなくなる年齢が18歳からとなる
いずれも20歳から18歳に引下げ、「成年」と規定する他の法律も18歳に変更となります。

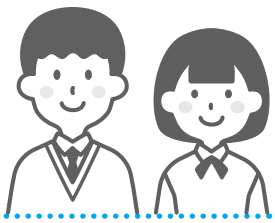

成年年齢はいつから18歳になるのか

令和4年4月1日から民法の成年年齢関係の改正が施行される。

①**令和4年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方**は、
その日に成年に達します
(平成14年4月2日生まれ～平成16年4月1日生まれまで)
②**平成16年4月2日生まれ以降の方**は、
18歳の誕生日に成年に達することになります

生年月日	新成人となる日
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日
平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日

18歳になったらできること

①親の同意を得ずに、様々な契約をすることができます
- 携帯電話を購入する
- 一人暮らしのためのアパートを借りる
- クレジットカードを作成する
  (注)支払能力の審査の結果、クレジットカードの作成ができないことがあります
- ローンを組んで自動車を購入する
  (注)返済能力を超えるローン契約と認められる場合、契約できないこともあります

但し、令和4年4月1日以前に18歳、19歳の方が親の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き取り消すことができます。

②親権に服することがなくなる結果、自分の意思で決めることができます
- 自分の住む場所(居所)
- 進学や就職などの進路決定(進路決定について、親や学校の先生の理解を得ることが大切です)

③その他、証明書取得、資格試験の受験資格などができます
- 10年有効パスポートの取得
- 公認会計士、司法書士などの国家資格

20歳にならないとできないこと

民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、以下については20歳のままです。
①飲酒（お酒）に関する年齢制限
②喫煙（たばこ）に関する年齢制限
③公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）の年齢制限
　健康被害への懸念、ギャンブル依存症対策などの観点から、従来の年齢を維持することとされています。
④大型・中型自動車運転免許の取得に関する年齢制限
⑤養子を迎える

成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更「18歳に変わるもの」

女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引上げとなります。
（民法第731条　女性の婚姻開始年齢の引上げ）
これにより男女とも、結婚できるのは18歳以上となります。
（注）令和4年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は、引き続き、18歳未満でも結婚することができます

実名報道の解禁

少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年（特定少年）のとき犯した事件について起訴された場合（注）には、禁止が解除されます。
（注）略式手続（非公開の書面審理により一定額以下の罰金・科料を科す手続）の場合は除きます

契約について

1 契約の基本ルール

①契約は当事者の合意により成立します
②契約は口約束でも成立します
　（原則、契約書がなくても、印鑑を押していなくても契約は成立します）
③契約は守らなければなりません（一方の都合だけで勝手に解消できません）
④どんな内容の契約をするのも基本的に自由です（「契約自由の原則」といいます）

2 契約で注意すること

消費者被害（悪徳商法などによる消費者被害）の拡大が懸念されています。

対策として

◆民法：未成年者取消権
　未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができます。
　但し、令和4年4月からは、18歳、19歳の方は「未成年者取消権（注）」を行使することができません。
◆政府の対応：小・中・高等学校等における消費者教育の充実
　若者に多い消費者被害を救済するための消費者契約法の改正
◆全国共通の3桁の電話番号である消費者ホットライン188の周知
　相談窓口の充実など様々な環境整備の施策に取り組んでいます。

（注）未成年者取消しとは
●社会経験の少ない未成年者が、法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる
●未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる
●契約をしても取消しが容易であり、悪質業者による勧誘の防波堤になります

3 契約をやめるとき

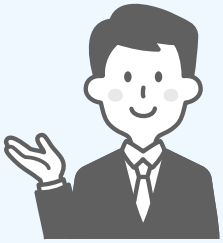

こんなときは契約をやめられます(主なケース)
①クーリング・オフ(注)ができるとき(特定商取引法等に定めがあるもの)
②18歳未満の子どもが親に無断で契約をしたとき
③成年被後見人などが契約したとき
④中途解約ができるとき(特定商取引法等に定めがあるもの)
⑤詐欺・強迫によって契約したとき
⑥不実告知(本当でないことを言う)や断定的判断の提供(「絶対もうかる」と言うなど)等があって契約したとき(消費者契約法や特定商取引法等に定めがあるもの)
⑦相手が約束を守らないとき(催告は必要)
⑧当事者双方が契約をやめることに合意したとき
(注)クーリング・オフとは
訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引において、一定の期間内であれば、理由不要で一方的に契約を解消できる制度

4 未成年者取消しができない場合

18歳未満の方は「未成年者取消権」を行使することができますが、以下の場合にはできません。
①保護者の同意を得て契約をした場合
②お小遣いなどの範囲内で契約をした場合
③「成年である」「親権者の同意を得ている」と偽った場合

令和4年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議(毎月1回程度)などを行い、賢い消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、得た知識や情報を広く啓発していただきます。

講義の様子

応募資格 成田市在住の18歳以上の消費者
募集人数 20名以内(選考あり)
申込期限 2月28日(月)
申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に**直接提出してください。**
申込書及び募集要項を希望される方は、市ホームページ
(https://www.city.narita.chiba.jp/download/page152100.html)
または商工課(TEL:20-1622)までご連絡ください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。
相談日時:月～金曜日(祝日、年末年始を除く)　午前9時30分～午後4時30分
● 成田市消費生活センター(成田市役所2階)　☎23-1161●

PRINTED WITH SOY INK 環境に優しい大豆インクを使用しています。
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
グリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

消費生活

No.140
令和4年3月31日

編集発行　成田市消費生活センター　☎0476-23-1161　成田市花崎町760 市役所2階

特集

◆サブスクリプションサービス契約のトラブルを避けるために!

◆成田市消費生活モニターの活動内容
～成田市消費生活展へ出展しました～

第48回消費生活展を開催しました!

1月22日(土)・23日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第48回成田市消費生活展」を、出展団体並びに一般参加の方々にも感染症対策にご協力いただきながら開催しました。

今回は「築こう!新しい日常　考えよう!より良い消費行動」をテーマに、消費者トラブル、環境、電気・ガス、住宅といった暮らしに役立つ情報を、来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。

出展団体による啓発の様子

スタンプラリー参加者に景品をプレゼント

サブスクリプションサービス契約のトラブルを避けるために!

サブスクリプションサービスとは?

サブスクリプションサービス(以下サブスクという)とは定められた料金を定期的に払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスのことです。

ネット上には多種多様なサブスクが存在しています。例えば、動画配信、音楽配信、学習教材、パソコン用ソフト、電子書籍などがあります。また、インターネット上で提供されるもののほか、美容院、洋服やバッグ、家具などのレンタル、飲食店、宿泊施設など様々な分野に広がっています。

サブスクのイメージ

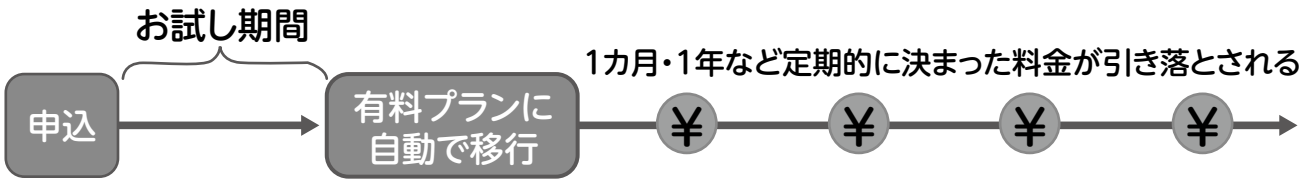

無料トライアルの申し込み

クレジットカード番号を入力してください

※無料期間は1カ月

※無料期間を過ぎて解約されない場合には、自動的に有料プラン(¥5,000/月)に移行します

サブスクのサービス例

動画配信　音楽配信　レンタル

学習教材　専門家相談　外食

動画配信アプリ
サブスクリプション

1週間トライアル　無料

開始日:〇月×日　¥900/月

申し込む

サブスクの契約のポイント

①契約中はサービスを受けることが可能
➡利用していなくても料金が発生する

②解約しない限り契約は自動で更新される
➡解約しない限り支払いが続く

こんなトラブルに注意。

事例1

テレビで「動画配信サービス無料トライアル」の広告を見て会員登録した。無料期間終了後は利用しておらず、登録したことを忘れていた。最近、クレジットカードの利用確認をしたところ、動画配信サービスの月額料金として毎月約2千円の引き落としが続いていた。事業者に連絡して解約したが、契約期間中の料金は請求されるとのことだった。サービスを利用していないのに代金を支払わなければならないことに不満だ。　（70歳代　男性）

事例2

ダイエットトレーニングアプリの1週間無料体験の広告を見て会員登録し、スマートフォンにアプリをダウンロードした。数日使い、必要ないと思った。退会手続きの方法が示されていなかったので、アプリを削除すれば退会になると思った。しかし最近になって、クレジットカードにそのアプリの利用料と思われる請求があるのに気がついた。あまり利用しないクレジットカードだったので確認していなかった。継続利用の申込みをした覚えがない。　（30歳代　女性）

無料期間だけのつもりで申し込んだサブスクサイトが、「無料お試し」から有料サービスへ自動更新されていたことに気づかず、定額料金をクレジットカード決済などで支払い続けていたなど、サブスクに関するトラブルが報告されています。

トラブルを避けるための確認事項

1 無料期間終了後の自動更新について

サブスクの契約で、「〇ヵ月間無料」といったサービスがありますが、入会時にカード番号や決済方法等を先に登録するものは、無料期間終了後に退会になるのではなく、自動的に有料会員に移行する場合があります。サブスクの契約は、自ら退会等の手続きをするまで請求が続く場合も多いので注意しましょう。

2 パスワードの管理

ネット上の会員サービスはログインをして本人確認を行うため、パスワードを忘れてしまうと、サービスが受けられない、退会ができないといったトラブルにつながります。パスワード失念時の代替え手段や連絡方法はサイトにより異なりますので、確認しておいてください。

3 事業者の連絡先とその手段

契約時には契約先の事業者など連絡先や連絡手段を必ず確認しておきましょう。事業者によっては電話対応をしない事業者もあります。連絡が取れなくても請求は続くことがあります。もし、請求先と連絡が取れない場合には、カード会社に相談してください。

4 契約内容と解約方法

サイトの中には、共通IDで複数のサービスを提供しているところがあり、ID作成時に複数のサービスに加入させるケースがあります。例えば、スマホやプロバイダ契約の際、同時に結んだオプション契約の中にもサブスクの契約が多数含まれている事があります。どれも無料期間が設けてあるので、入会時の心理的負担は少ないですが、解約はサービスごとに個別に行う必要がある場合があります。自分の契約する内容と解約方法を必ず確認しましょう。

また、本人は解約したつもりでも、正しい手続きが行われていない場合がありますので、不安な場合は放っておかずに、ログインして契約状況を確認したり、サイトに連絡して確認しましょう。端末や決済手段などにより、解約は思ったより面倒な手続きが必要になることもあります。解約時に慌てないため、解約方法は事前に確認しておきましょう。

5 「解約」「退会」などの意味

サイトによって「解約」「退会」「休会」「一時停止」など、さまざまな名称が使われており、その言葉の定義はサイトごとに異なります。ヘルプページや利用規約などに、その言葉の定義や手続きの違いなどについて記載されていることがありますので、確認しておきましょう。思い込みに頼ると、意図しない手続きをしてしまう可能性がありますので必ず確認することが必要です。

不安に思ったりトラブルになったら消費生活センターに相談してください。

成田市消費生活モニターの活動内容

～成田市消費生活展へ出展しました～

今年度の成田市消費生活モニターは、「エシカル消費など身近な食にまつわる消費活動について」をテーマに、2グループに分かれて展示物を作成し成田市消費生活展に出展しました。

また、消費生活モニターは月1回行っているモニター会議での勉強会の学習内容などを参考に、消費生活啓発標語やクイズを作成しています。消費生活展では啓発標語の一部を紹介し、クイズはスタンプラリーとして参加者の皆さんに、楽しく学んでいただきました。

消費生活啓発標語

- 気を付けよう　押し買い
  ハッキリ断る勇気が自分を守る
- 一人で悩まず　消費生活センターへ!
- 食品ロス　計画立ての　お買い物
- ゴミを減らそう　食べきり水きり使いきり
- お得です　今がチャンス　だまされる
- ゴミの分別　小さな行動が　未来を救う
- 旬産旬消　カーボン減らして　地産地消

スタンプラリークイズ

一般用

家庭内で待機電力が大きいのは次のうちどれでしょう?

①テレビ　②冷暖房エアコン
③ガス温水器

子ども用

リサイクルできる紙類ゴミは、○紙と言うでしょう?

①エコ　②雑　③ゴミ

答え

一般用　③ガス温水器
子ども用　②雑

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。
相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）　午前9時30分～午後4時30分
● 成田市消費生活センター（成田市役所2階）☎23-1161●

PRINTED WITH SOY INK 環境に優しい大豆インクを使用しています。
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
グリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

広報なりた令和３年４月１日号

消費生活相談Q&A

お試し購入での契約に注意

Q インターネットの広告を見て「初回お試し500円」というダイエットサプリを見つけたので注文しました。注文した商品が届いた後、しばらくしてまた同じ商品が届いたので、事業者に連絡すると「6回分の定期購入が条件となっていて、途中で解約はできない」と言われました。定期購入になるとは知らなかったので解約したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 事業者が解約・返品に関する条件（返品特約）をホームページなどに表記している場合は、その返品特約に従うことになります。返品特約について表記がなければ、商品が到着してから8日以内に返送することで、契約申し込みの撤回ができます。このほかにも「中途解約を申し出たら通常価格との差額や違約金を請求された」「電話でしか解約を受けないと表記があったのに電話が全くつながらない」といった事例もあります。商品を注文するときは、契約の内容や返品の条件をしっかりと確認しましょう。契約の内容で不安に思ったり、トラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター（☎23-1161）へ。

広報なりた令和３年５月１日号

消費生活相談Q&A

マッチングアプリなどでの投資詐欺に注意

Q マッチングアプリで知り合った女性から「暗号資産（仮想通貨）の売買で資産を増やしませんか」と誘われたので、紹介してもらった取引所で口座を開設し、80万円分の暗号資産を購入しました。その後、10万円の利益が出たのでその分を出金しましたが、当初購入した80万円は出金できなくなっていました。女性とも連絡がつかないのですが、資金は戻ってこないのでしょうか。

A もうかると言って紹介された取引所での暗号資産の取引では、利益が出ているかのように見せかけていたり、開設した口座自体が架空のものであったりするケースがあります。消費者を信じ込ませるための見せかけのデータが用意されている可能性がありますので、十分注意しましょう。

もうけ話には安易に応じない

面識のない相手の誘いには安易に応じず、疑わしい行為を持ちかけてくる相手とはやり取りを行わないようにしましょう。

投資や取引は慎重に

事業者は、日本の居住者を相手方として金融商品取引を行う場合や暗号資産の取引を行う場合は、金融庁への登録が義務付けられています。登録事業者は金融庁ホームページに掲載されていますので、投資を行う前に確認するようにしましょう。

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

広報なりた令和３年６月１日号

消費生活相談Q&A

フリーマーケットアプリでのトラブルに注意

Q フリーマーケット(フリマ)アプリで限定品のブランドのスニーカーを購入し、コンビニで代金を支払いました。届いた商品が偽物のようなので売り主に返品を申し出たら、本物だと主張され断られました。フリマアプリの運営会社に相談すると当事者間で解決するようにと回答され困っています。どうしたらよいでしょうか。

A フリマアプリとは、オンライン上で実際のフリーマーケットのように出品や購入ができるサービスです。フリマアプリは個人間の取引になるため、通信販売のような返品のルールはありません。トラブルが発生した場合は当事者間で解決することになります。トラブルが解決できない場合には、サービス運営会社に事情を伝え協力してもらいましょう。

多くのフリマアプリでは、売り主と買い主間の代金の受け渡しを仲介するサービス(エスクローサービス)を行っています。商品が届かない場合には、フリマアプリ運営会社から代金が返金されることがあります。

トラブルに巻き込まれないためにも、フリマアプリを利用するときには次のことに注意しましょう。

○売り主が設定したルールや品物・送料をよく確認する

○出品内容が利用規約に沿っているか確認する

取引で不安に思ったり、トラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

エスクローサービスの流れ

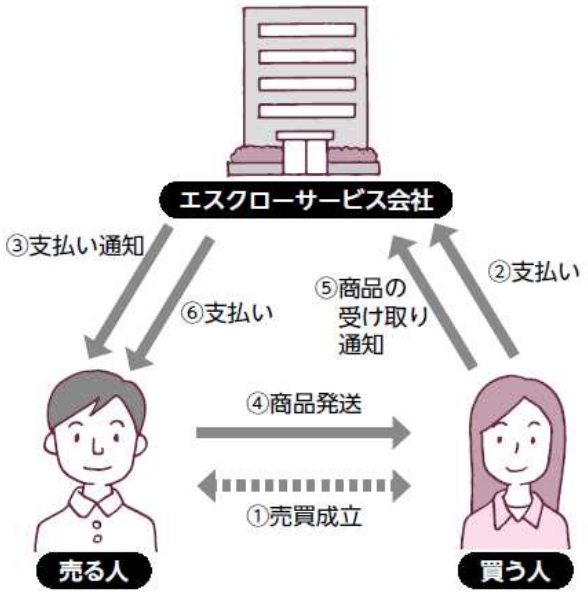

広報なりた令和３年７月１日号

消費生活相談Q&A

賃貸住宅物件の申込金は返してもらえるの？

Q 不動産業者から賃貸住宅物件の順番を確保するためには、申込金として3万円が必要と言われたので支払いました。その後、条件の良い物件が見つかったのでキャンセルを申し出ましたが、申込金は返還出来ないと言われました。領収書には金額のみでただし書きには何も記載がありません。申込金は返還してもらえますか。

A 本来であれば、契約前にお金を支払う義務はありませんが、契約前に入居の意思を示すことや物件の順番を確保するために、申込金(申込証拠金、預り金)を求められることがあります。申し込みを撤回した場合には、不動産業者はこの申込金を返還する義務があります(宅建業法47条の2第3項)。しかし、トラブルを避けるためにも、契約前に申込金の支払いは避けた方が良いでしょう。もし、支払う場合でも、領収書ではなく、返還についてのただし書きを記した、日付入りの預り証を受け取りましょう。また、契約の成立時には、その証として手付金を支払うことがあります。申込金と手付金の性質の違いを理解して取引しましょう。

不安に思った場合やトラブルになったら消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

申込金と手付金の違い

	申込金(契約成立前)	手付金(契約成立後)
いつ何のために	申込時に順番を確保するために支払う	契約時に契約の意思を表すために支払う
誰に	不動産業者	貸主
契約が成立したら	手付金の一部として充当される場合が多い※	契約金の一部になる
キャンセルしたら	返還される	手付解除となり返還されない場合が多い

※返還される預り金を借主が希望して手付金の一部に充当する

広報なりた令和３年８月１日号

消費生活相談Q&A

キャンプ用品を安全に使用するポイントは

Q ソーシャルディスタンスを保つことのできるレジャーとして、家族でのキャンプやアウトドアクッキングを楽しもうと思っています。しかし、ガスカートリッジの取り付け不良によるガス漏れや破裂・引火などのニュースを耳にしたことがあり、不安です。安全に使用するために注意点することはありますか。

A カートリッジガスコンロやガストーチなどで使用するガスカートリッジ(アウトドアボンベ・カセットボンベ)は、機器との接続不良や加熱が原因で破裂・引火などを引き起こし、やけどにつながる恐れがあります。換気が不十分な中でポータブルストーブやランタンなどを使用すると一酸化炭素中毒などの重篤な被害が発生する原因となります。キャンプ用品は取り扱いを間違えると危険ですので、取扱説明書をきちんと読んで正しく使いましょう。

安全に使用するポイント

○燃料が漏れ、引火する可能性があるので、部品の汚れや劣化がないか使用前に機器の点検をする
○ガス漏れや火災の危険があるため、取扱説明書を読み指定された燃料を正しく接続する
○たき火やコンロ・ストーブ・ランタンなどは、テント内などではなく、屋外の風通しの良い場所で使用し、一酸化炭素中毒にならないよう注意する
○放射熱によりカートリッジが加熱され、破裂する恐れがあるので、大きすぎる鍋などは使用しない
○直射日光で高温になる車内や炎天下の砂浜、河原などにガスカートリッジを放置しない
○完全に使い切ってから、風通しの良い屋外でガス抜きをし、空になったら、カセットコンロ用ガスボンベは金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定袋)として、大きなガスボンベは販売店またはメーカーの指示に従って廃棄する

不安に思った場合やトラブルになったら消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和３年９月１日号

消費生活相談Q&A

暮らしのレスキューサービス 思いがけない高額請求にご注意を

Q 夜中にトイレが詰まり、インターネットで検索した24時間出張サービスの業者に修理の電話をしたところ、費用は8,000円くらいと言われたので依頼しました。しかし、最初の作業では詰まりが解消しなかったので、便器を外して作業すると言われ、承諾しました。作業後、詰まりは解消しましたが、高額な費用を請求されました。事前に費用の説明がなかったのですが支払わなければならないのでしょうか。

A 水漏れや詰まりを24時間体制で修理してくれる出張サービスは便利ですが、一般的な事業者の営業時間外にも対応するため、料金が割高に設定されていることがあります。請求書の内容をよく確認し、変だと思う箇所や納得できない箇所について納得できる説明を受けてから支払いましょう。また、トイレの修理以外にも「鍵の紛失」「水漏れ」「害虫駆除」などのアクシデントは、慌ててしまい事業者との間でトラブルになるケースがあります。トラブルを防ぐためには次の点に注意しましょう。

○焦って冷静な判断ができない場合があるので、日頃から信頼できる事業者を探しておく
○「業界最安値」などの広告をうのみにしない
○見積もりは必ず数社からとり、事業者の選定は慎重に行う
○契約を急がされてもいったん冷静になり、その場で契約しない

不安に思った場合やトラブルになったら消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和３年10月１日号

消費生活相談Q&A

高齢者の住宅売却 トラブルに注意

Q 一人暮らしの住宅に不動産会社（宅地建物取引業者）が訪ねてきました。かなり老朽化している一戸建てなので「売却して介護・医療サービスを受けられるマンションに買い替えませんか」と勧められましたが、その場では断りました。しかし、数日後に再び訪ねてきて「入所できる施設を探してあげる」と言われたので、今後の健康状態を考えて住宅を売ることにしました。翌日、業者が書面を持ってきたので説明を受け署名押印しましたが、介護・医療サービス施設のパンフレットしか手渡されませんでした。契約の取り消しは可能でしょうか。

A 住宅を不動産会社に売却した場合、宅地建物取引業法に定めるクーリング・オフはできません*。売り主が契約を解除するには手付金の倍額を買い主に支払う、いわゆる手付け倍返しをして解除することになります。また、手付け解除期間を過ぎると、契約条項に基づく違約金が必要になります。よく分からないことや納得できないことがあれば、解決するまで契約しないようにしましょう。希望しない場合は「売る気はありません」と、きっぱり断ることが大切です。不動産に関する取引は、必要な手続きも多く、複雑な仕組みになっています。契約前に周りの信頼できる人に相談しましょう。不動産会社の説明が分からず不安に思ったり、よく考えずに契約してしまったので解約したいと思った場合には、速やかに消費生活センターなどに相談しましょう。

＊クーリング・オフを適用するには、①売り主が宅地建物取引業者である、②事務所以外の場所で結ばれた契約であるという条件があります。ただし、②の事務所以外の場所で売買契約を締結することはほとんどありません

※くわしくは同センター（☎23-1161）へ。

広報なりた令和３年11月１日号

消費生活相談Q&A

火災保険の請求代行に注意

Q 保険金の請求代行をしているという事業者が自宅を訪ねてきて「自然災害の被害には火災保険が適用されるので、自己負担なく修理できる。台風で壊れた雨どいを修理しないか」と言われました。面倒な手続きは全てやってくれるというのですが、依頼しても大丈夫でしょうか。

A 近年、自然災害による被害が深刻化し、火災・地震保険を請求することが多くなっています。保険金の請求は加入者自身で行うことが基本であり、加入先の保険会社や保険代理店に連絡すれば、無料で手続きをすることができます。

訪問に来る事業者は自己負担なく修理できると言いますが、本当に保険金が支払われるか、金額がいくらになるかは保険会社が判定するので、事業者との住宅修理工事契約の段階では分かりません。また、手数料やコンサルティング料として「保険金額の3～5割を支払う」と定めている場合があり、保険金が支払われても修理費用が足りなくなるケースや、工事を依頼しないと、違約金として保険料の3～5割を支払うようになっている場合があります。さらに、事業者が修理費用を高額に見積もるために、自然災害による被害ではない箇所を偽って請求するなど、本来の請求者である加入者が保険会社に対して詐欺を行ったことになる恐れがあります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター（☎23-1161）へ。

広報なりた令和３年12月１日号

消費生活相談Q&A

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に

Q 宅配便で魚などの生鮮食品が届いたので、子どもが送ってくれたものだと思い、送り主を確認せずに食べてしまいました。子どもにお礼の電話をしたところ、送っていないと言われたので、家族にも確認しましたが誰も頼んでいませんでした。翌日、商品を送付した業者から代金の請求がありました。注文はしていませんが、すでに食べてしまった場合、代金は支払わなければならないのでしょうか。

A これまでは、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品は、送付があった日から起算して14日が経過するまでは処分することができませんでした。

しかし、7月に特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品については、消費者が直ちに処分することができるようになりました。

今回のケースのように食べてしまった場合でも、代金を支払う必要はありません。また、誤って代金を支払ってしまったとしても、返還の請求をすることができます。対応に困ったら、消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和４年１月１日号

消費生活相談Q&A

コインパーキングの料金トラブルに注意

Q 1月1日にいつも利用している1日最大500円のコインパーキングへ駐車したら、高額な利用料金を請求され驚きました。何かの間違いかと思い管理業者に問い合わせたところ「年末年始は特別料金になっている」と言われました。利用料金案内の看板をよく見ると、12月30日～1月10日の特別料金が記載されていました。料金は返金してもらえないのでしょうか。

A コインパーキングでは、休日やイベント開催時などに特別料金を設定することがあります。駐車場の利用料金や利用条件が分かりやすく表示してあれば問題ありませんが、実際には表示が見づらく利用条件を誤解するといったトラブルが報告されています。

事業者に問い合わせても、看板に利用条件が記載されているので、返金されない場合がほとんどです。

コインパーキングを利用する際は、いつも利用しているからと油断せず、利用料金や利用条件をよく確認しましょう。看板には1日最大料金とともに「1日限り」「1時間当たり○○円」という表示がある場合がほとんどです。この場合、1日最大料金は駐車後24時間または午前0時まで適用され、それ以降は1時間当たりの料金が加算されます。想定していた利用料金より高額になることがありますので気を付けましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和４年２月１日号

消費生活相談Q&A

百貨店の名称をかたる偽通販サイトに注意

Q インターネットで有名ブランドのバッグが80パーセント引きになるという広告を見つけました。広告をクリックしてサイトにアクセスすると、百貨店の閉店セールと書いてあったので注文しました。注文確認メールが届かないので心配していましたが、数日後に商品が代金引換で届きました。しかし、届いた商品は粗悪な偽物だったため、販売業者に返品依頼のメールを送りましたが返信はありません。宅配業者にも返金を申し入れましたが対応できないと言われました。どうしたらよいでしょうか。

A 近年、百貨店の名称をかたる偽通販サイトが多く、海外業者が運営している場合も多いのでスムーズに連絡が取れず、被害の回復が難しくなっています。通信販売にはクーリングオフ制度がないため、注文後に一方的にキャンセルすることはできませんが、偽通販サイトの中には注文後のキャンセルを受け付けている場合もあるので確認しましょう。また、代金引換で支払った場合、宅配業者に返金を請求しても返金されないことがほとんどです。商品を注文する際は次の点に注意しましょう。

○百貨店が有名ブランドの商品などを大幅値引き価格で販売することはないと考える
○百貨店の名称やロゴマークなどに惑わされず、販売業者についての情報をよく確認する
○代金引換しか支払い方法がないものは注意する
○偽通販サイトに注文したことに気が付いたら、すぐに販売業者にキャンセルの連絡をする。商品が届いてしまった場合には受け取り拒否をする

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和３年３月１日号

消費生活相談Q&A

インターネット回線の切り替えを促す勧誘に注意

Q 大手通信事業者を名乗る業者から「光回線をアナログ回線に戻すと月々の支払いが安くなる。初めにいくらかお金がかかるが、すぐに元が取れる」と言われました。インターネットの利用は多くないので、良い話だと思い契約しました。後日、銀行口座から約1万円が引き落とされていることに気付き、契約書類を確認したところ、初期費用の約4万円が分割払いになっていることが分かりました。また、契約した覚えがないサポートサービスなども契約したことになっていたため解約したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 電話勧誘販売なので、契約書面を受け取った日を含め8日以内ならクーリング・オフ(無条件解約)をすることができます。また、事業者から契約の重要事項に関する説明がなかったり、虚偽の説明を受けたりした場合など、電気通信サービスの保護ルールに違反があれば契約を解除できます。このような勧誘を受けた場合は、次の点に注意しましょう。なお、光回線をアナログ回線に戻す手続きは、個人でも可能です。

○事業者名と住所、連絡先をしっかり確認する
○重要事項や契約書の内容を書面で受け取り、説明を受ける
○不要な契約や納得できないことがあればきっぱり断る

電話勧誘販売や訪問販売で契約した場合には、クーリング・オフができる場合があります。不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

○成田市消費生活モニター設置要綱

（設置）

第１条　本市は，消費行政を推進するに当たり，消費者の実態及び意見，要望等を把握するため，成田市消費生活モニター（以下「モニター」という。）を置く。

（職務）

第２条　モニターは，消費生活に関して，次の職務を行うものとする。

(1)　市が行うアンケート調査に協力すること。

(2)　市民の意見，要望等を随時市に報告すること。

(3)　情報を提供すること。

(4)　各種研修会等に出席すること。

（定数）

第３条　モニターの定数は，２０人以内とする。

（任期）

第４条　モニターの任期は，１年とする。ただし，再任を妨げない。

２　モニターが欠けた場合の補欠モニターの任期は，前任者の残任期間とする。

（資格）

第５条　モニターになることができる者は，本市に住所を有する１８歳以上の消費者とする。

（申込み）

第６条　一般公募によるモニターになろうとする者は，消費生活モニター申込書（別記様式）により，市長に申し込まなければならない。

（委嘱）

第７条　市長は，前条の規定による申込みのあった者のうちから次の各号に掲げる事項に留意し，モニターを委嘱するものとする。

(1)　年齢，世帯主の職業及び居住地域の偏重を避けること。

(2)　消費生活に対し関心が深いと認められること。

（周知等）

第８条　市長は，モニターを委嘱したときは，モニターの氏名及び住所等を市民に周知させるものとする。

（解職）

第９条　市長は，モニターが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，解職することができる。

(1)　モニターが，他の市町村に転出したとき。

(2)　心身の故障のため，業務の遂行に支障があり，又はこれに堪えないとき。

(3)　業務を怠り，又は前条の規定に違反したとき。

(4)　その他，モニターとしてふさわしくない非行があったとき。

（必要な措置）

第１０条　市長は，モニターから報告された情報，意見等を検討し，必要があると認めるときは，必要な措置をとるものとする。

（庶務）

第１１条　モニターに関する庶務は，消費対策主管課において処理する。

附　則

１　この要綱は令和２年４月１日から施行する。

２　成田市消費生活モニター設置規則(昭和５６年規則第４６号)に基づいてなされた申込み、その他の行為は、この要綱に基づいてなされたものとみなす。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

別記様式

消 費 生 活 モ ニ タ ー 申 込 書

ふりがな	郵便番号
氏　名	住　所 (　　)局
職　業　　年齢	電話
世帯主の　氏　名 　　職　業	

◎該当するものを○で囲んでください。

あなたの住んでいる地域環境は	市街地・農村・住宅地・団地・その他 (　　)
モニター研修会に出席できますか。	できる・できない
モニターの経験がありますか。 ある方はモニター名を記入してください。	ある・ない モニター名(　　)
現在婦人会等の団体に所属していますか。 いる方は団体名を記入してください。	いる・いない 団体名(　　)

◎家族の状況(本人を含む。)

続　柄	年　齢	職　　業	続　柄	年　齢	職　　業
本　人					

◎応募した理由を簡単に書いてください。

平成２８年３月１７日成田市条例第１７号

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は，消費者安全法（平成２１年法律第５０号。以下「法」という。）第１０条の２第１項の規定により，消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置，名称及び位置）

第２条　法第１０条第２項に規定する機関としてセンターを設置し，その名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
成田市消費生活センター	成田市花崎町７６０番地

（開所時間）

第３条　センターの開所時間は，午前９時３０分から午後４時３０分までとする。

２　市長は，必要があると認めるときは，開所時間を変更することができる。

（休所日）

第４条　センターの休所日は，成田市の休日に関する条例（平成元年条例第４６号）第１条第１項各号に掲げる日とする。

２　市長は，必要があると認めるときは，休所日を変更し，又は臨時に休所日を定めることができる。

（職員）

第５条　センターに所長その他必要な職員を置く。

（消費生活相談員）

第６条　センターには，法第１０条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成２６年法律第７１号）附則第３条の規定により合格したものとみなされた者を含む。）を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置く。

（相談員の人材及び処遇の確保）

第７条　市長は，相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し，当該相談員が適任であると認められるときは，再任することができる。

２　市長は，相談員の専門性に鑑み，適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（研修の機会の確保）

第８条　市長は，センターにおいて法第８条第２項各号に掲げる事務に従事する職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（情報の安全管理）

第９条　市長は，法第８条第２項各号に掲げる事務の実施により得た情報の漏えい，滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，平成２８年４月１日から施行する。

○成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

平成２８年３月１７日
規則第１９号
改正　平成２９年３月２３日規則第１８号
令和２年３月３１日規則第１６号

（趣旨）

第１条　この規則は，成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成２８年条例第１７号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　センターを利用できる者は，本市に住所を有し，又は勤務し，若しくは通学する者とする。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，この限りでない。

（委任）

第３条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

（令２規則１６・旧第６条繰上）

附　則

この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２３日規則第１８号）

この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日規則第１６号）

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

令和３年度消費者行政の概要
発　行：成田市
編　集：経済部商工課
〒286－8585
成田市花崎町 760 番地
℡　0476-20-1622
発 行 日：2020.11
登録番号：成商工 20－027